

平成 28 年 1 月 28 日  
区民部国保年金課

練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画  
(データヘルス計画)案の策定について

1 背景・目的

国は、平成 26 年 3 月 31 日付けで、「国民健康保険法第 8 2 条第 4 項( )の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(以下、「指針」という。)」の一部を改正した。指針において、医療保険者は、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業の実施および評価を行うこととされた。

平成 26 年 6 月、国は、「データヘルス計画作成の手引き」を提示した。また、平成 27 年 5 月には、国保データベースシステム(K D B システム)が稼働し、特定健診と医療のデータを紐付けた統計分析が可能となった。

区は、現在、平成 26 年 3 月に策定した「練馬区国民健康保険医療費の適正化に関する基本的な方針」に基づく取り組みの実施中である。しかしながら、「指針」の改正を踏まえ、最新のデータに基づく分析を改めて行い、一層効果的かつ効率的な保健事業に取り組むことを目的として、「練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画(データヘルス計画)」を策定する。

( ) 国民健康保険法第 8 2 条

第 1 項

保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

第 4 項

厚生労働大臣は、第 1 項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 計画の概要

(1) 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度まで(3 年間)

(2) 本計画のねらいと全体目標（計画書 P 7～10）

ねらい 国保医療費の適正化

全体目標 医療費の抑制

平成 29 年度の「1 人当たり医療費」について、対 25 年度比の伸び率を、2 ポイント抑制する（10%の増加見込みに対して、8%を目標とする）。

なお、目標を達成した場合における平成 29 年度の財政効果額は、約 10 億 800 万円を見込んでいる。

ねらい QOL（生活の質）の維持・向上

全体目標 健康寿命の延伸

平成 29 年度における練馬区の「65 歳健康寿命」について、男性は 81.2 歳（+0.3 歳の延伸）、女性は 82.7 歳（+0.4 歳の延伸）を目指す。

(3) 分析・現状把握（計画書 P 33～）

国保データベースシステム（KDBシステム）の稼働により、新たに分析が可能となったデータも活用している。

(4) 課題と取り組み（計画書 P 11～13）

分析・現状把握に基づき、3つの「課題」と解決に向けた「取り組み」を掲げた。

	課題	取り組み
1	今後も増加が見込まれる「生活習慣病関係医療費（特に合併症を含む糖尿病関係）」を抑制すること	糖尿病対策事業の推進
2	保健事業に必要な健康に関する情報（特定健診の結果や医療受診データ等）を把握すること	特定健診・特定保健指導の実施率向上
3	自主・自立的に、生活習慣の改善や健康増進に取り組む人を支援するための仕組みや環境づくりをすること	健康意識の改革・改善

(5) 実施する保健事業（計画書 P 15～25）

取り組み 1 糖尿病対策事業の推進

保健事業名	個別の事務事業
(1) 糖尿病の予防につながる生活習慣改善の支援	保健相談所と連携した健康教育の受講勧奨
	健康づくりを支援するインセンティブの活用
(2) 受診開始や治療継続のための支援	糖尿病医療機関受診勧奨の実施
	治療中断者対策の検討
	受診勧奨しても受診をしない者への対応
(3) 糖尿病等治療者向け個別支援サービスの拡大・充実	個別支援サービスの利用拡大
	個別支援サービスの対象者(対象疾病)の拡大

取り組み 2 特定健診・特定保健指導の実施率向上

保健事業名	個別の事務事業
(1) 対象者の特性や状況に応じた個別的・具体的な勧奨	過去の受診歴や健診結果等を踏まえた受診勧奨
	複数年にわたる未受診者の状況把握
	特定保健指導の利用勧奨強化
(2) 受診しやすい環境の整備	業務委託先との協議・調整
	がん検診と連動した受診率の向上
(3) 健康部・関係団体等と連携した受診勧奨の実施	働く世代を対象とした健康づくり事業への参加・共同実施

取り組み 3 健康意識の改革・改善

保健事業名	個別の事務事業
(1) 適正かつ効率的な医療機関受診等の啓発	国保医療費適正化の周知、広報
	重複受診者・頻回受診者の指導、相談の実施
	ジェネリック医薬品の切り替え促進
(2) 健康部・関係団体との協働による取り組み	働く世代を対象とした健康づくり事業への参加・共同実施【再掲】
	地域の核となる団体や人材との協働事業
(3) 健康づくりに係るインセンティブの導入	インセンティブ制度の導入に向けた検討

(6) 各事業の実績、成果の検証および公表

各事業ごとに、予め設定したアウトプット評価（事業実施量）指標とアウトカム評価（成果）指標に基づき、毎年度、評価を行う。また、評価結果について、健康部の専門職と共に検証し、必要に応じて目標設定等の見直しを行うものとする。

(7) 他の計画や庁内における連携

「練馬区健康づくり総合計画（27～31年度）」との整合を図る。また、特に、同計画の「働く世代（成人）の健康づくり」に掲げた重点事業については、健康部（健康推進課および保健相談所）と密接に連携・協力し、事業を推進する。

3 スケジュール

平成 28 年 1 月 区民生活委員会、国民健康保険運営協議会に案を提示  
平成 28 年 3 月 決定、公表